

平成 30 年 7 月 22 日現在

機関番号：31601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17394

研究課題名(和文)自治体主導型学習支援事業の効果検証

研究課題名(英文)Effectiveness verification of municipality-initiated learning support project

研究代表者

佐久間 邦友(sakuma, kunitomo)

郡山女子大学・家政学部・講師

研究者番号：30761209

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：教育委員会主催の放課後の無料塾など自治体が公費投入し、行政による私教育支援が行われている。しかし、自治体がおこなう私教育支援に対する位置づけは依然不明瞭であり、これらの存在や機能、意義を含めて成立する公教育と私教育に関する理論的説明もなされていない。そこで、地方自治体が実施する学習塾を活用した学習支援事業を実証的に分析し、低所得者世帯等の児童生徒への学習支援のあり方を検討した。

研究成果の概要(英文)：Municipalities are supporting private education at the public expense such as after-school free cram school held by the board of education. However, the roles of private education support by municipalities are still unclear, or there has been no theoretical explanation on public education and private education which can be formed including these existence, functions and significance. Therefore, we empirically analyzed learning support projects utilizing cram schools implemented by municipalities and examined how to provide learning support to the students of low-income families.

研究分野：教育学

キーワード：学習支援 公営塾

### 1. 研究開始当初の背景

国・公・私立中学校に通う中学3年生の約6割(60.7%)が学習塾(家庭教師を含む)で勉強している(平成27年度全国学力・学習状況調査質問紙調査)。これは、子供達が学習塾など学校外の機関を利用し勉強することは当たり前になりつつある現状を表しているといえる。

しかしながら、へき地地域に住む生徒らで学習塾で勉強していると回答したのは約3割(32.8%)程度であり、大都市(68.3%)や町村(50.9%)と比べればその割合は少ない。また平成24年の厚生労働省発表によれば、子どもの貧困率16.3%であり、その割合は年々増加傾向にある。このことから、学習塾を利用する必要性があっても利用できない児童生徒の存在が予測できる。

また近年、大阪市のような塾代助成事業や地方部の自治体では教育委員会主催の放課後の無料塾など自治体が公費投入し、行政による私教育支援が行われている。

これまで、学校外における学習支援に関する研究を主導してきたのは、主に教育社会学と社会福祉学である。教育社会学における研究は、格差の諸問題と社会の不平等、格差の世代間連鎖の視点から論じており、社会福祉学分野では、子供の貧困対策としての生活支援と合わせた学習支援を論じている。他方、国外における近年の学校外における学習支援に関する研究は、オルタナティブ教育、特にホームスクーリングを取り上げて論じてられている。本研究で取り上げる学習塾に関する研究は、「shadow-education」と位置づけ学校教育との対比の中で論じている。

しかしながら、学校教育を通じた教育を受ける権利の保障が前提とされる現行教育法制度および教育学における通説理解では、自治体がおこなう私教育支援に対する位置づけは依然不明瞭であり、これらの存在や機能、意義を含めて成立する公教育と私教育に関する理論的説明もなされていない。

そこで本研究は、これまでの応募者の研究成果(過疎地域の学習支援)をもとに、低所得者世帯等の児童生徒の学力向上に対する効果的な学習支援モデルの構築を主たる研究目標とし、自治体を実施している学習塾を活用した学習支援事業の実態に関する調査を具体的な作業課題として位置づけ、自治体における教育格差縮減のための学習支援事業に関する事例調査について焦点化しようとして試みたものである。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、低所得者世帯等の児童生徒への学習支援のあり方を検討するため、地方自治体を実施する学習塾を活用した学習支援事業を実証的に分析し、それによって生じる児童生徒の学力・生活に関する変化及び学校に与えた影響を明らかにしようとする試みであった。

そして、学習塾等を活用した学習支援事業の支持基盤に関する理論的考察によって低所得者世帯等の児童生徒に学力向上・保障に関する学習支援事業の効果的事業モデルを提示することを目標とし、本研究は、申請期間の2年間で以下の4点を明らかにしようとした。

#### 1: 学習塾を活用した学習支援事業の影響に関する実証的研究

教育委員会及び福祉部局主導の学習支援事業の実態

学習塾を活用した学習支援事業の抑制要因

#### 2: 学習塾を活用した学習支援事業の効果検証

学習塾を活用した学習支援事業による学校及び行政への影響とその波及効果

学習塾を活用した学習支援事業による児童生徒への効果

### 3. 研究の方法

既述した研究の目的を達成するために、本研究計画では以下の方法を採用した。

#### 1: 学習塾を活用した学習支援事業の影響に関する実証的研究

教育委員会及び福祉部局による学習塾を活用した学習支援事業の事例分析

#### 2: 学習塾を活用した学習支援事業の効果検証

当該自治体における学校及び行政関係者への定性調査

学習塾を活用した学習支援事業を受けた児童生徒への定性調査

まず、教育委員会及び福祉部局による学習塾を活用した学習支援事業の事例分析では、教育委員会や児童福祉部局による学習塾を活用した学習支援事業を「当該事業の概要や事業立案過程などの実態」「学習塾を活用した学習支援事業に関する事業評価の在り方」などの視点より、個別の事例を分析した。

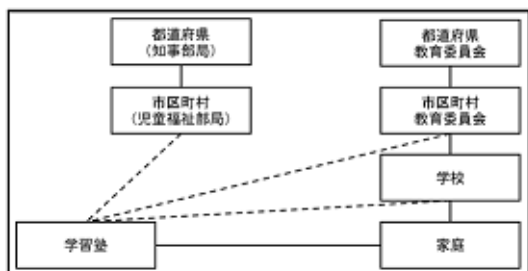
取り上げる事例は、これまでの研究成果及び学習塾の専門雑誌である『月刊私塾界』等の記事を活用し、なおかつ地方部や低所得者世帯が比較的多くみられる市町村の中から、研究遂行に最適な事例を選定した。また学習塾が主体となって設立したNPO法人などの組織を活用した学習支援事業も調査対象とした。

次に、当該自治体における学校及び行政関係者への定性調査では、学習塾を活用した学習支援事業を受けた児童生徒、当該自治体における学校及び行政関係者への定性調査を行った。

具体的には、自治体における施策に関わる事務担当者への定性調査を実施し、教員や教育行政職員における学習塾に対する認識や

行動に生じた変化と教員や教育行政職員から見た児童生徒の学習面に関する影響を具体的に明らかにしようと試みた。

調査対象の関係は下図の通りである。下図中実線部は現行法制上、公教育における児童生徒の学習に関する権利・義務関係と家庭と学習塾という私教育の現状を示している。定性調査では、現行の法制度上明確に規定されていない下図中破線部における相互行為の実態と教育委員会と児童福祉部局間での学習塾を活用した学習支援事業に対する認識の差の分析を試みた。



ただし、調査に先立ち、学習支援事業の効果検証に向けた基礎データ整備を行い、定性調査の対象者を選定した。

事例の聞き取り調査を行ったのは、北海道岩見沢市、北海道歌志内市、青森県東通村、青森県六ヶ所村、秋田県東成瀬村、福島県川内村、埼玉県福祉部、埼玉県深谷市、埼玉県越谷市、島根県飯南町、佐賀県武雄市、熊本県山江村、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、公益社団法人沖縄県地域振興協会である。

1つの事例あたりの定性調査の対象予定者は下表のとおりしたが、学習支援事業の事務担当者に対して定性調査を実施した。

対象者	人数
学習支援を受けている児童生徒	2名
当該自治体の教育長	1名
学習支援事業の事務担当者	1名
当該自治体内にある学校に勤務している教職員	2名
学習支援を行っている指導者	1名
計	7名

上記の2課題について、仮説形成や分析枠組みの精緻化するとともに、得られた知見を統合し、公教育をめぐる論争の中にある「教育の私事化への対応と公教育制度の構築可能性」(市川 2006)や戦後教育学批判の批判的考察及び「国民の教育権」擁護論の批判的考察(黒崎 2009)を援用し、とりわけ、本研究では政府などが支配的に実施してきた義務教育において、学習支援という名のもとに学習塾などの多様なアクターが児童生徒の学習に参加する実態を踏まえ、公教育と私教育の境界線に関する理論の再構築を試みた。

最後に、学習塾を活用した学習支援事業

を受けた児童生徒への定性調査を行い、事業によって生じた児童生徒の学習面に関する影響を具体的に明らかにしようと試みたが、実施できなかった。

#### 4. 研究成果

教育委員会及び福祉部局主導の学習支援事業の実態

たとえば、私塾界(2008)がまとめた公立小中学校と学習塾などとの連携のおもなものである。このように学習塾との連携という形による「学習支援」事業を取ってみただけでも、その設置・実施主体、指導対象の子どもたちも様々である。

その一方で、島根県飯南町や広島県安芸太田町のような地元にある 高校魅力化の一環、子育て世帯への支援とする定住政策(北海道岩見沢市や歌志内市) 地域おこし協力隊による事業(岡山県和気町)として自治体主導型学習支援事業(以下、「学習支援事業」とする。)を実施する自治体がある。これは、子供たちへの学習機会の保障としての学習支援事業から地域のニーズに応じた学習支援事業へ展開している。

学習塾を活用した学習支援事業の抑制要因

たとえば、埼玉県のアスポート事業では、法制度化が抑制要因となりうる事例であった。特に生活困窮者自立支援法が整備される以前から独自に類似した学習支援事業を行っており、制度が法整備されることで、各市は子どもの学習支援事業の実施の有無を選択する必要性が生じた。また事業の継続が可能になったとしても、自治体の独自性がそがれるケースや制度の範囲外の学習支援事業の継続の可否など新たな課題も生じる。

加えて抑制要因として 自治体の財政力低下による事業縮小・廃止、政治力学による事業縮小・廃止が挙げられた。

学習塾を活用した学習支援事業による学校及び行政への影響とその波及効果

たとえば、埼玉県のアスポート事業では、学習のみとどまらない「アウトリーチの支援」であり、教室での指導に加え、保護者や子どもたちのとの面談などを通してこれまで手を差し伸べられてこなかった子どもたちへの学習支援を実現している。加えて、高校進学率は事業開始以前よりも約 10 ポイント上昇した。これは、子どもたちやその親に対して高校進学的重要性の理解度の浸透などを含め、子どもたちの学力の底上げに事業が寄与したといえよう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

佐久間 邦友「スタディサプリ スタディサプリで何ができるのか」教育開発研究所『教職研修』530巻, 査読なし, 2016年, 11

佐久間 邦友「スタディサプリ スタディサプリはどう使われているか」教育開発研究所『教職研修』531巻, 査読なし, 2016年, 11

佐久間 邦友「スタディサプリ 子どもの学習環境への影響」教育開発研究所『教職研修』532巻, 査読なし, 2016年, 11

〔学会発表〕(計5件)

佐久間 邦友「地方自治体における学習支援 学習塾の活用に着目して」, 日本教育学会第75回大会、北海道大学、2016年8月23日

佐久間 邦友、末富 芳「子どもの貧困対策における「教育の支援」の現状と課題 47都道府県調査より」, 日本教育行政学会第51回大会、大阪大学、2016年10月8日

佐久間 邦友「自治体主導型学習支援事業の効果と課題 教育委員会主導の事例を通して」, 日本学習社会学会第14回大会、国土館大学、2017年9月10日

佐久間 邦友「「チーム学校」における福祉行政との連携に関する研究 学習支援事業の現状と課題を通して」, 日本教育事務学会、2017年12月2日

高嶋 真之、佐久間 邦友「北海道における自治体主導型学習支援事業の実態と課題」, 北海道教育学会第62回研究発表大会、2018年3月3日

〔図書〕(計2件)

佐久間 邦友「制度化される学習支援 制度化によって学習支援はどう変化するか」, 末富芳編『子どもの貧困対策と教育支援 より良い政策・連携・協働のために』明石書店、2017年、163-192頁。

佐久間 邦友『研究報告書 自治体主導型学習支援事業の効果検証 自治体主導型学習支援事業の報道状況に着目して』郡山女子大学家政学部、2018年、73頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

佐久間 邦友 (SAKUMA, Kunitomo)

郡山女子大学・家政学部・講師

研究者番号：30761209